資料１

令和６年度北陸農政局農業農村整備事業等
補助事業評価について

令和７年１月２４日

目　次

・国が行う農業農村整備事業等における補助事業評価の流れ・・・・・・・・・・・・　1

・令和６年度補助事業評価（再評価・事後評価）対象地区一覧・・・・・・・・・・・　2

・令和６年度補助事業評価に関するスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

・北陸農政局補助事業評価委員会設置要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

・北陸農政局農業農村整備事業等評価に係る技術検討会規則・・・・・・・・・・・・　8

・令和５・６年度北陸農政局農業農村整備事業等評価に係る技術検討会名簿・・　10

国が行う農業農村整備事業等における補助事業評価の流れ

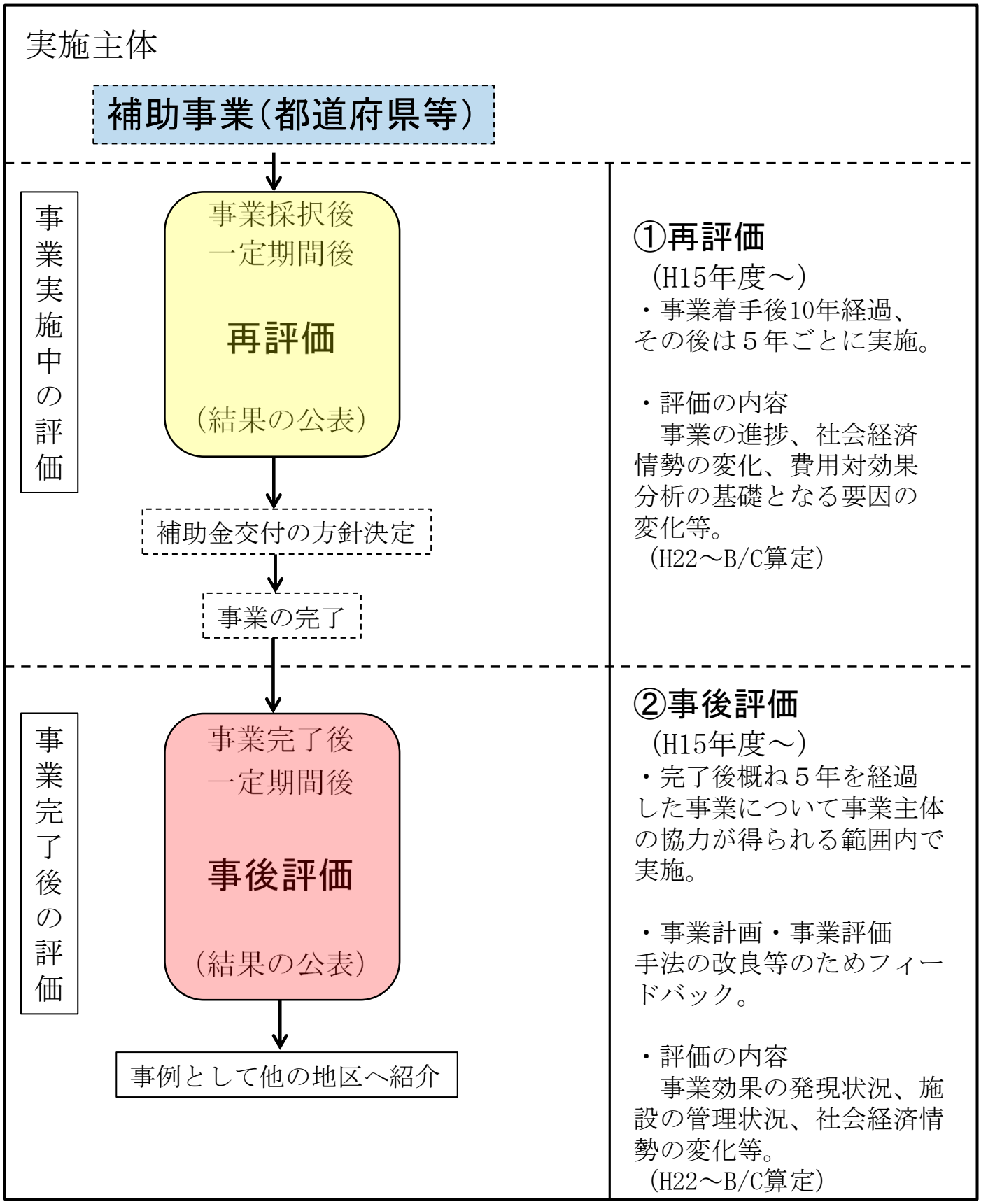

※事後評価は、総事業費10億円以上の事業を対象

令和6年度補助事業評価（再評価・事後評価）対象地区一覧

○対象事業地区
再評価（期中）
・事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業地区
・事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区
・事業採択後10年を超えて継続中の事業地区にあっては、直近に再評価を実施した年度から5年度ごと

事後評価（完了後）
・総事業費10億円以上のものとし、その事業を完了した地区について、原則として、事業完了後おおむね5年経過した地区

○ 再評価（期中） 県別一覧

〔新潟県〕‥7地区、〔富山県、石川県、福井県〕‥該当なし

番号	事　業　名	県名	市町村名	地区名	事業主体		着工年度	完了年度	備　考
					県営	団体営			
1	農業競争力強化農地整備事業	新潟	関川村	女川（おんながわ）	○		H26	R8	
2	農業競争力強化農地整備事業	新潟	佐渡市	国府川左岸（こくふがわさがん）	○		H14	R12	
4	水利施設等保全高度化事業	新潟	新潟市、新発田市、阿賀野市	阿賀野川右岸（1期）（あがのがわうがんき）	○		H21	R9	
5	水利施設等保全高度化事業	新潟	新潟市、阿賀野市	阿賀野川右岸第3（あがのがわうがんだい）	○		H26	R10	
6	水利施設等保全高度化事業	新潟	新潟市	亀田郷（かめだごう）	○		H26	R7	
3	水利施設等保全高度化事業	新潟	長岡市、燕市	大河津（おおこうづ）	○		H26	R10	
7	農村地域防災減災事業	新潟	阿賀野市	安野川（あんのがわ）	○		H10	R11	

○ 事後評価（完了後）候補地区 県別一覧　※今年度は実施主体の協力が得られないことから事後評価の実施地区なし

〔新潟県〕‥1地区、〔富山県〕‥該当なし、〔石川県〕‥2地区、〔福井県〕‥1地区

番号	事　業　名	県名	市町村名	地区名	事業主体		着工年度	完了年度	備　考
					県営	団体営			
1	農地整備事業（経営体育成型）	新潟	長岡市	中之島南部（なかのしまなんぶ）	○		H12	H30	
2	農地整備事業（耕作放棄地型）	石川	羽咋市	滝（たき）	○		H26	H29	
3	農地整備事業（面的集積型）	石川	鹿島郡中能登町	滝尾南部（たきおなんぶ）	○		H20	H29	
4	農地整備事業（経営体育成型）	福井	福井市	岡保東部（おかぼとうぶ）	○		H24	H29	

令和７年１月 24 日時点

令和６年度　補助事業評価に関するスケジュール

＜北陸農政局＞

第１回事業評価幹事会(10 月 11 日(金))
［13：30～　第１・２会議室（７階）］

第１回事業評価委員会(10 月 24 日(木))
［９：30～　共用大会議室（１階）］
・評価結果書(案)等の検討

評価結果書（案）の説明

評価結果(案)の修正・意見等

第２回事業評価幹事会(12 月 10 日（火））
［13：30～　第１・２会議室（７階）］

第２回事業評価委員会(12 月 20 日(金))
［13：30～　第１・２会議室（７階）］
・第１回技術検討会における質問・意見への回答に関する検討
・評価結果書(案)への反映

質問への回答・評価結果(案)の修正

※［第２回技術検討会終了後］
事業評価報告内容の検討

※評価結果等の報告

北陸農政局長

農村振興局長

事業評価結果及び実施方針の公表
(3 月末(予定))

＜技術検討会＞

委員会終了後：技術検討会委員への事前説明

第１回技術検討会

○現地調査
11 月８日（金）新潟駅集合
・再評価　「女川地区」
・再評価　「安野川地区」
・再評価　「大河津地区」

○審議
11 月 28 日（木）
［13：30～　石川県教育会館］
評価結果の審議
・再評価　　７地区

第２回技術検討会（１月 24 日（金））
［14：30～　共用大会議室（１階）］
・質問の回答・評価結果(案)の検討
・第三者の意見取りまとめ

第三者の意見提示

北陸農政局補助事業評価委員会設置要領

第1　趣　旨

農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国の補助金の交付を受けて都道府県等事業実施主体（以下「事業主体」という。）が実施している事業（以下「補助事業」という。）に関して、農林水産省政策評価基本計画（令和２年３月31日農林水産大臣決定。）に基づく事業評価として、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）、事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）及び農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年３月30日付け29農振第2605号）別紙１（農地整備事業に係る運用）第９に基づく事業の実施方針の評価を実施する補助事業評価委員会（以下「事業評価委員会」という。）を設置する。

第2　事　務

１　事業評価委員会は、次に掲げる事項について事務を行う。

（１）補助金交付の方針案の取りまとめに関すること。

（２）再評価地区別資料及び再評価結果書案の作成に関すること。

（３）事後評価地区別結果書等の取りまとめに関すること。

（４）農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙１（農地整備事業に係る運用）第９の１に掲げる、事業の実施方針の評価に関すること。

（５）その他事業評価委員会が設置目的に照らして適当と認める事項に関すること。２上記の（２）及び（３）については、農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領（平成15年2月13日付け14農振第1906号）に基づき評価を実施する。

第3　構　成

１　事業評価委員会は、別表－１に掲げる関係部課長及び地方参事官をもって構成する。ただし、必要に応じて他の関係部課長等を構成委員に加えることができるものとする。

２　事業評価委員会は、所用の事務を行わせるため、別表－２に掲げる関係部課長補佐等により構成される補助事業評価委員会幹事会（以下「事業評価幹事会」という。）を設置する。

第4　運　営

１ 事業評価委員会の運営

（１）　事業評価委員会は、第２に掲げる事務を円滑に行うため、必要に応じて開催する。また、委員長が必要と認めたとき及び委員から要請があった場合についても開催する。

（２）　事業評価委員会は、委員長が招集し、その会務を統括する。ただし、委員長が指名した場合には、副委員長又は委員が委員長としてその職務を行う。

（３）　委員長は、必要に応じて別表－１に掲げる者以外の関係者について事業評価委員会への出席を求めることができるものとする。

（４）　委員長は、再評価及び事後評価に関して、技術的・専門的な知見を有する第三者から構成される技術検討会を設置し、評価結果案等について意見を聴取するものとする。

２ 事業評価幹事会の運営

（１）　事業評価幹事会は、必要に応じて開催する。また、幹事長が必要と認めたとき及び幹事から要請があった場合についても開催する。

（２）　事業評価幹事会は、幹事長が招集し、その会務を統括する。ただし、幹事長が指名した場合には、あらかじめその指名された幹事等がその職務を代行する。

（３）　幹事長は、必要に応じて別表－２に掲げる者以外の関係者について事業評価幹事会への出席を求めることができるものとする。

第5　事務局

１　事業評価委員会及び事業評価幹事会の事務局は、別表－２に掲げる幹事長の所属する課・室とする。

２　第２に掲げる事務を効率的かつ円滑に進めるため、事務の統括及び調整については事務局

が行い、資料整理等の実務は事業を所管する課等が行うが、事業評価幹事会を構成する課はこれらについて、支援・協力を行うものとする。

第6　雑　則

この要領に定めるもののほか、事業評価委員会の運営等に必要な事項は事業評価委員会において定める。

附　則

（1）この要領は、平成15年２月25日から施行する。
（2）農林水産省組織再編に伴い、平成15年７月１日に要領の一部を改正する。
（3）平成17年３月３日に要領の一部を改正する。
（4）中間審査の追加に伴い、平成18年３月16日に要領の一部を改正する。
（5）北陸農政局組織改編に伴い、平成18年４月18日に要領の一部を改正する。
（6）農林水産省政策評価基本計画の大臣決定に伴い平成22年11月24日に要領の一部を改正する。
（7）平成23年10月13日に要領の一部を改正する。
（8）平成26年10月22日に要領の一部を改正する。
（9）平成27年10月23日に要領の一部を改正する。
(10) 令和３年11月５日に要領の一部を改正する。
(11) 令和５年10月16日に要領の一部を改正する。

別表－1　事業評価委員会の構成

区　分 所　属	農村振興局 所管事業			畜産局所管事業
	要領第２の1の(1)、(2)、(5)に係るもの	要領第２の1の(3)に係るもの	要領第２の1の(4)に係るもの	要領第２の1の(1)、(2)、(3)、(5)に係るもの
	補助金交付、再評価、その他	事後評価	農地整備事業	補助金交付、再評価、事後評価、その他
地方参事官（特命・事業計画）	●	●	●	
地方参事官（各省調整）	●	●	●	
生産部				
部　　長				◎
生産振興課長				○
畜　産　課　長				●
経営・事業支援部				
担い手育成課長				○
農村振興部				
部　　長	◎	◎	◎	
設　計　課　長	○	○	○	○
農村計画課長	○	○		○
土地改良管理課長	○	○		
農村環境課長	○	○		
事業計画課長	○	○	○	
水利整備課長	○	○		
農地整備課長	○	○	○	
地域整備課長	○	○		
防　災　課　長	○	○		

注：◎は委員長　●は副委員長　○は委員　を示す。
注：水利整備課長、農地整備課長、地域整備課長、防災課長については、事業担当原課以外についての出席を任意とする。

別表－2　事業評価幹事会の構成

区　　分 所　　属	農村振興局 所管事業			畜産局所管事業
	要領第２の1の(1)、(2)、(5)に係るもの	要領第２の1の(3)に係るもの	要領第２の1の(4)に係るもの	要領第２の1の(1)、(2)、(3)、(5)に係るもの
	補助金交付、再評価、その他	事後評価	農地整備事業	補助金交付、再評価、事後評価、その他
生産部				
生産振興課　課長補佐				○
畜産課　課長補佐				◎
経営・事業支援部				
担い手育成課 課長補佐（経営）				○
農村振興部				
設計課　課長補佐（調整）	○	○	○	
事業調整室長	◎	○	○	○
農村計画課　課長補佐（総務）	○	○		○
土地改良管理課　課長補佐	○	◎		
農政調整官	○	○		
農村環境課　課長補佐	○	○		
事業計画課　課長補佐（総務）	○	○	○	
事業計画課　課長補佐（計画調整）	○	○	○	
水利整備課　課長補佐（広報）	○	○		
農地整備課　課長補佐（総務）	○	○	◎	
地域整備課　課長補佐	○	○		
防　災　課　課長補佐	○	○		

注：◎は幹事長　○は幹事　を示す。
注：水利整備課、農地整備課、地域整備課、防災課関係の幹事については、事業担当原課以外についての出席を任意とする。

北陸農政局農業農村整備事業等評価に係る技術検討会規則

第１　趣　旨

農業農村整備事業の効率的な執行及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図る観点から、事業の事前評価、再評価及び事後評価に係る諮問機関である専門的知見を有する第三者から構成される検討会（以下「技術検討会」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

第２　事　務

技術検討会は、北陸農政局国営事業管理委員会（以下「国営事業管理委員会」という。）が作成した国営事業の事前評価結果案、再評価結果案及び事後評価結果案、北陸農政局補助事業評価委員会（以下「補助事業評価委員会」という。）が作成した補助事業の再評価結果案及び事後評価結果案について審議を行い、意見の提示を行う。

第３　構　成　等

１　技術検討会は、農業農村整備事業に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる者から選任する６名以内の委員をもって構成する。
２　委員の任期は、２年とし再任されることを妨げない。
３　技術検討会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
４　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
５　上記のほか、委員の選任の基本原則については、農林水産省政策評価基本計画（令和２年３月31日農林水産大臣決定）別紙２第２の規定を準用する。

第４　会　議

第２の事務に係る会議は、国営事業管理委員会から国営事業の事前評価結果案、再評価結果案及び事後評価結果案、補助事業評価委員会から補助事業の再評価結果案及び事後評価結果案について意見の提示を求められたとき審議の必要に応じ開催する。

第５　意見の提示

技術検討会は、第２の事務に関し審議した事業の事前評価結果案、再評価結果案及び事後評価結果案の内容について、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、国営事業管理委員会、補助事業評価委員会に対して意見の提示を行う。

第６　事務局

事務局は、農村振興局が所管する事業に関する事前評価にあっては農村振興部事業計画課、農村振興局が所管する事業に関する再評価にあっては農村振興部設計課事業調整室、農村振興局が所管する事業に関する事後評価にあっては農村振興部土地改良管理課、生産局が所管する事業に関する再評価及び事後評価にあっては生産部畜産課に置くものとする。

附　則

（１）この規則は、平成10年６月10日から施行する。
（２）事後評価の取扱いに伴い、平成12年３月７日に規則を一部改正する。
（３）農林水産省組織再編に伴い、平成13年１月６日に規則の一部改正をする。
（４）補助事業評価の取扱いに伴い、平成16年２月12日に規則を一部改正する。
（５）事業評価の取扱いに伴い、平成22年３月15日に規則を一部改正する。
（６）農林水産省政策評価基本計画の変更に伴い、平成23年４月28日に規則を一部改正する。
（７）平成23年10月13日に規則を一部改正する。
（８）平成27年10月23日に規則を一部改正する。
（９）令和元年５月16日に規則を一部改正する。
（10）令和５年５月15日に規則を一部改正する。

令和５・６年度北陸農政局農業農村整備事業等評価に係る

技術検討会委員名簿

分　野	氏　名	役　　職	備　考
農村計画	上澤（かみさわ）　聖子（せいこ）	一般社団法人　朝日町観光協会	
農業土木	瀧本（たきもと）　裕士（ひろし）	石川県立大学　教授	令和６年度から
経　　営	根岸（ねぎし）　睦人（むつひと）	新潟大学　准教授	
マスコミ	浜野（はまの）　剛（つよし）	富山新聞社　報道局担当局長	
環　　境	松本（まつもと）　恵子（けいこ）	甲武信ユネスコエコパーク　監事	
農業土木	森（もり）　丈久（たけひさ）	石川県立大学　教授	委員長

※５０音順